

特定計量器販売事業届出書

平成 年 月 日

山 口 県 知 事 殿

届出者 住所 福岡市東区松島3丁目34-33

正晃株式会社

氏名 代表取締役 印 正哉



下記により、計量法第51条の特定計量器の販売の事業を行いたいので、届け出ます。

記

1. 事業の区分の略称

質量計

体温計及び血圧計

2. 営業所の名称及び所在地

山口営業所 山口県吉敷郡小郡町大江町7-8

下関営業所 下関市龜浜町10-35

徳山営業所 徳山市桜木三丁目5-71

備考

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 第2項の事項は別紙に記載することができる。
- 3 住民票又は法人にあっては登記簿の謄本を添付すること。



様式第3（第7条、第13条、第18条関係）

届出書記載事項変更届

平成 年 月 日

山口県知事様

届出者 住所 福岡市東区松島3丁目34-33

氏名 正晃株式会社

代表取締役 印 正哉



下記のとおり変更があったので計量法第51条第2項において準用する第42条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

質量計

2 変更のあった事項

山口営業所 山口県吉敷郡小郡町大江町7-8 → 山口県山口市小郡大江町7番12号

下関営業所 廃止

徳山営業所 廃止

3 変更の事由

山口営業所住所変更

下関営業所・徳山営業所 廃止のため

4 指定製造事業者である場合はその旨

備考

1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 法第41条の規定による変更についてはそれぞれの証明書を添付すること。

3 第2項及び第3項の事項は別紙に記載することができる。





届出書記載事項変更届

令和 5年 10月 20日

山口県計量検定所長様

届出者 住所 福岡市東区松島3丁目34-33
氏名 正晃株式会社
(名称及び代表者の氏名) 代表取締役 印 正俊



下記のとおり変更があったので計量法第51条第2項において準用する第42条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 変更のあった事項に係る事業の区分の略称

質量計
体温計及び血圧計

2 変更のあった事項

代表者変更 新) 代表取締役 印 正俊
旧) 代表取締役 印 正哉

3 変更の事由

代表者交代の為

